

# お知らせ

## 見積合わせ参加事業者の皆さまへ

現在滝川市では、市税の滞納者に対する行政サービスの制限の趣旨に基づき、随意契約に係る見積合わせ参加事業者への納税確認を行っています。

つきましては、見積書の提出時に市税完納等確認書又はその写し(以下「確認書等」といいます。)の提出が必要になりますのでご協力を願います。

### 1 納税確認の対象者は？

- 市が執行する随意契約に係る見積合わせ参加事業者全者です。法人格を有する場合はその法人とし、法人格を有しない場合は代表者個人とします。

### 2 市税完納等確認書とは？

- 市税完納等確認書は、市役所3階税務課窓口にて「市税完納等確認依頼書」を提出いただき、当市に滞納がない場合に交付されます。  
「市税完納等確認依頼書」は、税務課窓口又は滝川市公式ホームページ(財政情報→入札情報)からダウンロードができます。  
確認依頼書には、法人格を有する場合は代表者印(丸印)、法人格を有しない場合は代表者個人の押印が必要となります。  
なお、発行手数料は無料になっています。
- 見積書の提出時に、確認書等を提出することができないとき、又は有効期限が切れているときは、その見積合わせには参加できないものとし、**無効**として処理いたします。

### 3 確認書等の有効期限は？

- 市税の完納確認を受けた日から起算して3か月を経過する日までとします。  
(例)4月1日に完納確認を受けた場合  
⇒4月1日から6月30日までの間、有効となります。